

別海町文化財保存活用支援団体の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第192条の2第1項に定める文化財保存活用支援団体（以下「支援団体」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(支援団体の指定)

第2条 法第192条の2第1項の規定による指定を受けようとする者は、文化財保存活用支援団体の指定に係る申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 団体の定款、規約、会則又はこれらに代わるもの
- (2) 団体の名称、住所及び事務所の所在地を記載したもの
- (3) 団体の体制及び沿革を記載したもの
- (4) 団体員名簿
- (5) 申請書を提出する日の属する年度の収支予算書及び事業計画書並びに前年度の事業実績報告書
- (6) 法第192条の3各号に掲げる業務の実績を示す書類
- (7) 法第192条の3各号に掲げる業務に関する計画書
- (8) その他教育長が必要と認める書類

2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、法第192条の2の規定による指定をすることとしたときは文化財保存活用支援団体の指定に係る通知書（第2号様式）により、指定をしないこととしたときは文化財保存活用支援団体の不指定に係る通知書（第3号様式）により、申請をした者に通知するものとする。

3 法第192条の2第3項の規定による届出は、文化財保存活用支援団体の変更届出書（第4号様式）により行うものとする。

4 法第192条の2第2項又は第4項の規定による公示は、別海町教育委員会公告式規則（昭和27年別海村教育委員会規則第3号）に定める方法による。

(支援団体に対する監督等)

第3条 教育委員会は、法第192条の4第1項の規定により報告をさせるときは、当該報告をさせる支援団体に対し、文化財保存活用支援団体の業務報告に係る徴収通知書（第5号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた支援団体は、文化財保存活用支援団体の業務報告書（第6号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、法第192条の4第2項の規定により措置を講ずべきことを命ずるときは、当該措置を講ずべき支援団体に対し、文化財保存活用支援団体の業務改善命令書（第7号様式）により命ずるものとする。

4 教育委員会は、法第192条の4第3項の規定により指定を取り消すときは、当該指定を取り消す支援団体に対し、文化財保存活用支援団体の指定取消しに係る通知書（第8号様式）により通知するものとする。

5 法第192条の4第4項の規定による公示は、前条第4項の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

文化財保存活用支援団体の指定に係る申請書

年 月 日

別海町教育委員会教育長 様

団 体 名
住 所
代表者氏名

法第192条の2第1項の規定に基づき、文化財保存活用支援団体の指定について、添付書類を添えて申請します。

1 添付書類

- (1) 団体の定款、規約、会則又はこれらに代わるもの
- (2) 団体の名称、住所及び事務所の所在地を記載したもの
- (3) 団体の体制及び沿革を記載したもの
- (4) 団体員名簿
- (5) 申請書を提出する日の属する年度の収支予算書及び事業計画書並びに前年度の事業実績報告書
- (6) 法第192条の3各号に掲げる業務の実績を示す書類
- (7) 法第192条の3各号に掲げる業務に関する計画書
- (8) その他別海町教育委員会が必要と認める書類

2 誓約事項

- (1) 本申請により支援団体の指定を受けたとしても、そのことが暴力団（別海町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の利益になり、又はなるおそれはありません。
- (2) 申請者の役員、従業員、社員その他の構成員は、暴力団員等（別海町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。）ではありません。

様式第2号（第2条関係）

文化財保存活用支援団体の指定に係る通知書

指 定 番 号 第 号

指 定 年 月 日 年 月 日

団 体 の 名 称

代 表 者

所 在 地

別海町文化財保存活用支援団体の指定等に関する規則第2条第2項の規定に基づき、上記法人を文化財保存活用支援団体に指定します。

年 月 日

別海町教育委員会教育長



文化財保存活用支援団体の不指定に係る通知書

第 年 月 日
号

様

別海町教育委員会教育長



年 月 日付けで申請のあった文化財保存活用支援団体の指定について、下記の理由により指定しないこととしましたので、別海町文化財保存活用支援団体の指定等に関する規則第2条第2項の規定により通知します。

記

不指定とした理由	
----------	--

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、別海町教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、別海町教育委員会を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その出訴期間は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第4号様式（第2条関係）

文化財保存活用支援団体の変更届出書

年 月 日

別海町教育委員会教育長 様

団 体 名
住 所
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で通知のあった文化財保存活用支援団体の指定について、
次のとおり変更するので、法第192の2第3項の規定により届け出ます。

記

項 目	変 更 前	変 更 後
団 体 の 名 称		
代 表 者 氏 名		
住 所 又 は 所 在 地	〒	〒
連 絡 先		
団 体 規 約	変更後の規約等を添付します ・ 規約等の変更はありません	
変 更 年 月 日	年 月 日	

第5号様式（第3条関係）

文化財保存活用支援団体の業務報告に係る通知書

第 号
年 月 日

様

別海町教育委員会教育長 

年 月 日付け 第 号で通知した貴団体の文化財保存活用支援団体としての業務に関し、法第192条の4第1項の規定により報告を求めます。

報告業務	
報告対象期間	

第6号様式（第3条関係）

文化財保存活用支援団体の業務報告書

年 月 日

別海町教育委員会教育長 様

団 体 名
住 所
代表者氏名

年 月 日付け 第 号により通知のありました業務に関する報告については、下記のとおりです。

記

報 告 事 項	
---------	--

文化財保存活用支援団体の業務改善命令書

第 年 月 日

様

別海町教育委員会教育長



法第192条の4第2項の規定により、下記の措置を講ずるよう命じます。

記

必要な措置	
-------	--

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、別海町教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、別海町教育委員会を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その出訴期間は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文化財保存活用支援団体の指定取消通知書

第 年 月 日 号

団体名 様

別海町教育委員会教育長



年 月 日付け 第 号で通知した文化財保存活用支援団体の指定について、法第192条の4第3項の規定により、指定を取り消したので通知します。

記

指 定 取 消 理 由	
-------------	--

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、別海町教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、別海町教育委員会を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その出訴期間は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。